

#### (4) 地域ニーズへの対応について

保護者の勤務形態の多様化等に伴い、地域における保育ニーズに対してきめ細やかに対応する必要があることから、以下に掲げる各事業については、従来の保育所での実施のほか、地域の保育資源として一定の基準を満たす施設における事業実施を可能とし、保育サービスの提供手段の多様化を図ることとしたのでご留意願いたい。

##### ① 家庭的保育について

家庭的保育事業については、平成21年度において、地域ニーズへの対応の観点から、次の改正を予定している。

###### ・連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

##### ② 休日・夜間保育について

休日保育事業、夜間保育推進事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づく計画的な事業実施のため、補助単価を大幅に見直すとともに、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、これまでの認可保育所における事業実施に加え、次の①及び②の要件を満たす施設における事業実施を可能とし、当該施設についても国庫補助の対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

###### <補助の要件>

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条第2項に定める設備及び人員に関する基準を満たす施設
- ② 当該施設の運営に要する費用について、市町村が継続的な公費助成を行っている施設  
(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。)

#### (5) 駅型保育試行事業について

駅型保育試行事業については、モデル事業として平成6年度から実施しているところであるが、相当の期間を経過し、モデル事業としての当初の目的は達成されたことなどから、既に実施市及び事業者に対してお